

公益財団法人札幌市防災協会マスコットキャラクター 「ボーサちゃん」の使用に関する取扱要領

令和7年9月19日 制定

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人札幌市防災協会マスコットキャラクター「ボーサちゃん」の使用に関して必要な事項を定め、その適正かつ積極的な利用を図るとともに、「ボーサちゃん」の認知度向上ならびに防災意識の普及啓発に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領における定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 「ボーサちゃん」とは、公益財団法人札幌市防災協会マスコットキャラクター「ボーサちゃん」に関するすべての総称をいう。
- (2) 「ボーサちゃん」の意匠とは、別図に定めるデザインとする。

（使用の申請）

第3条 「ボーサちゃん」の意匠は、非営利目的に限り使用することができる。

2 「ボーサちゃん」の意匠を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「意匠使用申請書」（様式1）を理事長に提出し、承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、意匠の使用申請を不要とする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 町内会等の地域団体が、まちづくりに資する活動に使用するとき。
- (3) 報道機関が、新聞、テレビ及び雑誌等に、報道目的で使用するとき。
- (4) 著作権法（昭和45年法律第48号）で定められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (5) その他理事長が認めるとき。

3 「ボーサちゃん」の意匠は、原則として定められたもの（別図）を使用することとする。ただし、「ボーサちゃん」のイメージを損なわない限りは変更を加えての使用を認めることとし、その場合、使用申請者は「意匠変更使用申請書」（様式2）を理事長に提出し、承認を得なければならない。

4 公益財団法人札幌市防災協会の職員が業務で使用する場合は、第2項及び前項の申請を不要とする。

（使用の承認）

第4条 理事長は、前条第2項又は第3項の規定による申請に対し、「ボーサちゃん」の意匠の使用を承認するときは、「意匠使用承認通知書」（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

（使用の不承認）

第5条 理事長は、次の各号の一に該当するときは、「ボーサちゃん」の意匠の使用を不承認とすることができる。

- (1) 公益財団法人札幌市防災協会及び「ボーサちゃん」のイメージを損ない、又は損なうおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用し、若しくはそのおそれがある、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 使用申請の内容に虚偽の申告があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長長がキャラクターの趣旨に照らして不適切な使用と認めるとき。

2 理事長は、前項の規定による使用を不承認とするときは、「意匠使用不承認通知書」（様式4）により、使用申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第6条 「ボーサちゃん」の意匠使用期間は、一つの行事又は企画の開始から終了までとする。なお、使用期間の満了後において、引き続き使用しようとするときは、使用申請書により再申請を行うこととする。

（使用料）

第7条 使用料は、無料とする。

（経費等の負担）

第8条 公益財団法人札幌市防災協会は、この要領による使用申請に要した費用及び使用の実施にかかる経費又は役務を原則負担しない。

（使用上の遵守事項）

第9条 「ボーサちゃん」の意匠を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、承認を受けた用途、又は第3条第2項に該当する用途にのみ使用し、第5条に該当する用途で使用しないこと。
- (2) 使用者は、承認を受けた権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）第3条第1項の規定による意匠登録又は商標法（昭和34年法律第127号）第3条第1項の規定による商標登録を行わないこと。
- (4) 使用者は、「ボーサちゃん」の意匠の使用に際し、「公益財団法人札幌市防災協会マスコットキャラクター「ボーサちゃん」と表示し、公益財団法人札幌市防災協会のキャラクターであることを明記すること。
- (5) 使用者は、第3条第2項及び第3項の規定により理事長が認めた場合を除き、意匠の改変、描き足し、一部消去及び色調の改変を行わないこと。

（承認の取消）

第10条 理事長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の使用の承認を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。
 - (2) 虚偽の申請その他不正の手段による承認を受けたとき。
 - (3) その他理事長が取り消し又は中止することが適当と認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により取り消し又は中止させるときは、「意匠使用承認取消・中止通知書」（様式5）により、使用者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による取り消し又は中止を受けた者（以下「被取消者」という。）は、「ボーサちゃん」の意匠を使用してはならない。
- 4 第1項の規定による取り消し又は中止により被取消者に生じた損害について、公益財団法人札幌市防災協会は一切の責任を負わない。
- 5 第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、当該行為により公益財団法人札幌市防災協会に生じた損害を賠償しなければならない。

（使用者等の責任）

第11条 使用者が、「ボーサちゃん」の意匠の使用により自己または第三者に損害又は損失を与えた場合について、公益財団法人札幌市防災協会は一切責任を負わないものとする。

- 2 使用者は、「ボーサちゃん」の意匠の使用に際して、故意又は過失により公益財団法人札幌市防災協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を公益財団法人札幌市防災協会に賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか「ボーサちゃん」の使用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。

ボーサちゃん基本ポーズ



正面



後ろ



歩く



振り向き



走る（逃げるように）



泣く



喜ぶ



おじぎ



指差し（左）



指差し（右）



プラカード



非常用持出袋の点検